

## 「徒然草」と「宝物集」

稲田 利徳

「徒然草」の筆者兼好が、仏教説話集である「宝物集」を繙読していたという確実な証拠はない。けれども「宝物集」の流布状況や他の作品に与えた影響力から判断して、その可能性は濃厚である。ここでは、両書に類似する思想、あるいは共通する名言・成句・説話などを抽出し、他の説話集とも対比しながら、「宝物集」が「徒然草」の形成にどのように関わっていたかを、出典・典拠論とも絡めて論及した。

Keywords : 徒然草・兼好・宝物集・享受・影響

## 一 出典・典拠ということ

出典・典拠とは、故事・成語・引用句・説語などの出所である文献・書籍を意味する。特に古典文学の解説に際しては、出典・典拠の指摘、説明は重要な階梯とされる。

けれども、出典・典拠の指摘は、その作品固有の成立状況と絡めて行うべきものであって、単に、いわゆる「原出典」を指摘すれば、それで事足りるということにはならないはずである。

これから問題とする作品である「徒然草」の執筆姿勢や成立過程を考慮すると、ある故事や説話を話題にしたり、周知の詩歌などの一部を引用する際、その「原出典」の書籍などを座右に置いて引用したり、参看しながら執筆することは少なかつたのではないかと想像される。むしろ、執筆以前における文献や口承などを通しての幾度かの故事・説話享受体験、詩歌享受体験が記憶の底に留まり、その垣塙から濾過されて、執筆行為が展開されることの方が多かったのではなからうか。

そのような執筆状況を念頭にするとき、あるいは兼好の典拠体験を想定するとき、単に、いわゆる「原出典」を指摘するだけではなく、彼の見聞しうる可能性のある情報網を整理し、検討を加えておくことも、「徒然草」の理解にあつては有意義なことを考える。

その際、出典・典拠と兼好の執筆との関連には、様々なケースが想定され、

出典の指摘のあり方が問題となる。

例えば、(1)「原出典」を座右に置いたり、「原出典」を脳裡に明確に意識しながら述作したケースでは、その「原出典」を指摘すればよいが、(2)「原出典」ではなく、そこから抄出、ダイジェストした類書などを参照したとすれば、「原出典」とともに、直接参考にしたと覚しき類書なども、同時に指摘すべきであろう。あるいは、(3)「原出典」というものはなく、様々な書籍に類出する類似の故事・説話を掲載する書物を繙読する体験を通して、自分なりの享受形成を行って執筆したときには、兼好が目についた可能性のある典拠掲載の書籍を列挙し、そこからより適合するものを指摘することも有益であろうし、(4)「原出典」は明確であつても、そこから派生した典拠記事を兼好が繙読した可能性のある場合、その種の書籍の指摘、検討も肝要である。

このほか、書籍の範囲に限っても、出典・典拠の様態には、種々のケースが想定されるが、これに耳から伝聞したものも考慮に入れると、故事・慣用語・説話などの出典・典拠の指摘は、非常に複雑を極めることになる。

岡山大学教育学部国語教育講座 七〇〇一八五三〇 岡山市津島中三一一一  
 “Ssurezuregusa” and “Hobutsushu”  
 Toshiori INADA

Department of Japanese Language Education, Faculty of Education, Okayama University, 3-1-1 Tsushima-naka, Okayama 700-8530

このような作品の成立状況と有機的に関連付けた出典・典拠論は、軍紀物語や説話文学の領域では、従前から精力的に展開され、それ相当の成果も蓄積されてきているが、「徒然草」では、そういった試みはあまりなされていない。

このような研究状況のなかで、村上美登志氏が、「徒然草」に散在する金言・佳句・故事成語の類が、従来からの指摘のある漢籍からの直接の出典に拠るのではなく、「玉函秘抄」「明文抄」などの和製類書の類を典拠として引用している可能性があるとの立場から詳細な調査結果を一覧表にして公表しているのは注意される。<sup>6)</sup>

けれども、兼好がこれらの和製類書を、実際にどれほど繙読、参照していたのか、その確証のないままでの調査であるため、<sup>6)</sup>逐一検証してゆくと、村上氏が強調するほど、和製類書に依拠したと納得できるものは多くないように思われる。

一方、出典・典拠の指摘に際し、「原出典」だけでなく、作者が目に触れ得たものに目配りして記述することの肝要さで想起されるのは、広田二郎氏の芭蕉の俳諧における出典作業である。<sup>6)</sup>広田氏は芭蕉の俳諧表現の出典指摘に際し、芭蕉が目に触れた類似の表現を網羅的に列挙することから始発する。この階梯作業はともかく、次の段階で、そのなかから、一つの古典に出典を絞り込んで特定したり、さして出典など意識したとも思えない表現まで、逐一出典を求めてゆく方法には疑問を感じる。

以上、「徒然草」の出典・典拠の記述を念頭に、幾つかの問題点を指摘してみた。

## 二 「徒然草」の引用書籍名

ここで論及したいことは、「宝物集」が「徒然草」にどのような影響を与え、作品形成にいかに関わったかであるが、兼好が「宝物集」を繙読していたことを明確に決定付けるものはない。

けれども、「宝物集」の流布状況や享受状況から判断して、その可能性は十分にあったと思量する。が、その具体的な作業に入る前に、迂遠ではあるが、「徒然草」に書名のみえる書籍を、漢籍（中国）、仏典、歌集・歌学書・歌謡、日記・物語、有職故実書・法制書などに整理、分類すると、次のような結果となる（括弧内の数字は章段）。

（漢籍）——「論語」（一八八・二三八）・「老子」（一一三）・「南華篇（荘子）」

（一三）・「文選」（一三）・「白氏文集」（一三）・「西域伝」（一七九）・「法顕伝」（一七九）

（仏典）——「一切経」（二七九）・「首楞嚴経」（二七九）・「摩訶止観」（七五）・「六時礼讃」（二二七）・「法事讃」（二二七）・「禅林十因（往生拾因）」（四九）・「一言芳談」（九八）・「玉造（小町壮衰書）」（一七三）

（日記・物語など）

「源家長日記」（一四）・「讃岐典日記」（一八一）・「李部王記」（一三三）・「伊勢物語」（六六）・「源氏物語」（一四・一九）・「平家物語」（二二六）・「四季物語」（一三八）・「枕草子」（一九・一三八）・「世継物語（大鏡）」（六）

（歌集・歌学書・歌謡）

「万葉集」（二二〇）・「古今集」（二四）・「新古今集」（一四）・「堀河百首」（二六）・「和漢朗詠集」（八八）・「梁塵秘抄」（一四）・「周防内侍集」（二三八）・「建礼門院右京大夫集」（一六九）

（有職故実書・法制書など）

「延喜式」（二七九）・「西宮記」（一九六）・「北山抄」（一九六）・「政事要略」（一九八）・「禁秘抄」（二）・「九条殿遺誠」（二）

勿論、ここに列挙したのは、書籍の名称が明示されたものに限定してあり、故事・成句などの引用から判断して、出典・典拠となる書籍は、他に夥しく散在する。

ただし、ここに例示した書名の範囲でも、ある一つの傾向が見出されるのではなからうか。それは、漢籍や仏典、有職故実書にしても、人々に周知され、その書物の価値が認定されているものが、大部分を占めているということである。この傾向は、日記・物語、歌集・歌学書などでも同様である。家集として「周防内侍集」と「建礼門院右京大夫集」を挙げたのは、作者名と引用文があるため、書名として、そのまま表記されているわけではない。

一方、この書名を一覧して奇妙に感ずるのは、多くの説話を展叙する「徒然草」であるにもかかわらず、中世に盛行した説話集の類の書名が一つも現れないということである。兼好が説話集に無関心であったはずはなく、例えば、第十段の西行と後徳大寺（実定）との寢殿の鳶をめぐる逸話など、まずは「古今著聞集」に依拠したとみてよいことでもって、そのことは納得できよう。そ

の他、「十訓抄」「発心集」「沙石集」などにも目を通していた痕跡はあるのに、作品名を掲示していない。

こういった書籍の傾向からみると、次のような仮説も提起されてくる。

即ち、兼好は「徒然草」執筆に際し、故事・至言・有職故実・説話などを記したり、引用する際、由緒があり、価値を認められている漢籍・仏典・歌集・故実書・日記・物語などは、その書名を明記することはあるが、俗事を記したものの、雑多な説話類、信憑性の薄い書物から話を咀嚼することはあっても、その書名を明記することは、敢えて避けたのではないかということである。

この仮説は、かつて論及した『徒然草』の説話的章段考（安田女子大学大学院博士課程完成記念論文集）とも関わってくるが、出典・典拠の指摘にあっても、重要な問題を含んでいると考えられる。

### 三 「宝物集」の諸本と影響

平康頼の手になるとされる「宝物集」が、いかに広く享受されていたかは、現存伝本の多さと異本の多様さによっても、その一端が窺見できる。小泉弘氏の労作『古鈔本宝物集 研究篇』では、多数の諸本を次の七つの系統に分類、整理している。

(1) 一卷本系、(2) 二巻本系、(3) 平仮名古活字三巻本系、(4) 平仮名整版三巻本系、(5) 片仮名古活字三巻本系、(6) 第一種七巻本系、(7) 第二種七巻本系

この七つの系統本に対して小泉氏は、第二種七巻本こそ、著者自身による改稿本で、「千載集」の成立以前に成立していたとの見解を提起している。この小泉説は、現在の「宝物集」研究の出発点におくべき成果だと評価されている。<sup>65)</sup>

さらに、小泉氏の成果を前提として、山田昭全氏は、七つの系統本のうち、重要度の低い順に消去してゆくと、消去できないものに、(1)(5)(7)の三系統が残るとし、この三系統の相互関係を、次のように想定している。即ち、著者は最初に一本巻を書き、次に大幅な増補を加えて片仮名古活字三巻本を書き、さらに例証歌の補充整備を中心とする第二次増訂を加えて第二種七巻本を述作したとの見解である。<sup>66)</sup>

ここで、従前のこのような伝本論の妥当性に言及する用意はないので、「徒然草」との関連の考察には、鎌倉中期以降、最も広く流布していたとされる第二種七巻本系の吉川泰雄氏蔵本を底本とした、新日本古典文学大系の「宝物集」本文を引用し、時に、(1) 一卷本系は続群書類従巻九五二、(5) 片仮名古活字三巻

本系も続群従本を視野に入れ、さらに(7)第二種七巻本系としては、古典文庫の『宝物集九冊本』（吉田幸一氏蔵本）も参照することとする。

ところで、「宝物集」が成立以後、広く享受されたことは、伝本の多さや異本のも様さだけでなく、同作品の影響を受けた作品が少なからず存在することによっても納得できる。

例えば、小泉氏は『古鈔本宝物集 研究篇』で、「宝物集」の影響を受けた作品として、(ア)「(真名本) 曾我物語」、(イ)「(四部合戦状) 平家物語」、(ウ)「日蓮遺文」、(エ)「蓋囊鈔」などを挙げている。ただし、(ウ)については福田晃氏<sup>67)</sup>。 (ウ)については今成元昭氏<sup>68)</sup>などにより、若干の訂正や危惧の念も提示されている。小泉氏はさらに、「(金刀比羅本) 保元物語」にも「宝物集」の影響の痕跡を指摘している。<sup>69)</sup>

この他、小林忠雄氏が「三國伝記」、<sup>70)</sup> 武久堅氏が「(延慶本) 平家物語」、<sup>71)</sup> 山田昭全氏が鳴長明の「発心集」と「方丈記」、<sup>72)</sup> 樋口芳麻呂氏が「無名草子」、<sup>73)</sup> 今野達氏が「続教訓抄」、<sup>74)</sup> 中島秀典氏が「西行物語」、<sup>75)</sup> 源平盛衰記<sup>76)</sup>といった諸作品において、「宝物集」の享受の実態を跡付ける論考を公表している。

このように、中世に成立した諸作品に影響を与えていた事実は、「宝物集」が広く読まれたことと同時に、その価値も共通認識されていたことを示唆している。

このような状況を念頭にすると、兼好が「宝物集」を繕読していた可能性は濃厚なのであるが、「徒然草」にその確実な痕跡をおさえることは難しい。

けれども、両作品を比較すると、類似の思想や説話や至言などが散在するの、それらを指摘、整理し、その距離を測定しておくことは、先述した出典・典拠論の有り様からみても、それなりの意義を有するものと考ええる。

### 四 「筆をとれば」

まず「徒然草」の第一百五十七段の全文を引用する。

筆を執れば物書かれ、樂器を取れば音をたてんと思ふ。盃を取れば酒を思ひ、骰子を取れば攤うたん事を思ふ。心は必ず事に触れて来る。かりにも不善の戯れをなすべからず。

あからさまに聖教の一句を見れば、何となく前後の文も見ゆ。卒尔にして多年の非をあらたむる事もあり。かりにいまこの文をひろげざらましかば、この事を知らんや。これ則ち触るる所の益なり。

心更に起らずとも、仏前にありて数珠を取り、経を取らば、怠るうちに

も、善業おのづから修せられ、散乱の心ながらも、繩床に座せば、覚えずして禪定なるべし。

事・理もとより二つならず。外相もし背かざれば、内証必ず熟す。しひて不信を云ふべからず。仰ぎてこれをたふとむべし。

ここに展開される、外的な実践行為により、内的なものも熟成するという、いわばプラグマティックな思考の多くを、兼好は仏典類から学んでいたであろう。

そこで注意されるのが、「宝物集」(巻七)の十二門開示のうちの「善知識」の条のつぎのくだりである。

月を見れば涼しく、日にあたればあたたか也。弓をとれば物の射たく、筆をとれば文字の書たきなり。それがやうに、善知識にあへば善を修し、悪人にあへば悪をなすなり。

ここで、両作品の傍線部の「筆を執れば物書かれ」(徒然草)と「筆をとれば文字の書たきなり」(宝物集)とは、表現の類似だけでなく、「外相もし背かざれば、内証必ず熟す」という思想とも一致し、影響関係の有無が浮上する。

この類似表現を最初に指摘したのは、橘純一氏で、「本段のやうな説は、仏者のよくいふ所と見えて、無住法師の沙石集や、康頼入道の著といはれる宝物集などに同じ思想が見えるから、引いておく」として、「宝物集」の先掲文と「沙石集」(巻五)の「是故に仏像を拜すれば自ら益を得、経巻に向かへば必ず罪を除く……」などを引用している。

いわば橘氏は、両作品の直接的な影響関係を認定するのではなく、この種の思想は、仏者のよく説くところであり、そういった思想の一端として、偶々、表現が類似しているとみなしている。

さらに、三木紀人氏も「筆を執れば物書かれ」の「語訳」の項で、「宝物集」を引用し、「ここは、その影響というよりは、これ(および『沙石集』の文章)を引く『通釈』のいうように「仏者のよくいふ所」として酷似しているだけのことか」と、橘氏の見解を、一応是認しながらも、断定を控えている。

この酷似した表現の一致は、橘氏の認識のように、直接的な影響関係はないのかもしれないが、あまり断定してしまうのは危険であり、やはり三木氏のよいうに留保の余地を残しておくのが穏当だろう。たとえ直接の享受関係はないとしても、「宝物集」の説く思想と「徒然草」のそれとの近似性を看過してはならないと思う。

## 五 配所の月

「徒然草」の第五段は、第四段の「後の世の事、心に忘れず、仏の道うとからぬ、ころにくし」の短章を受けて、次のような著名な頭基中納言の名言を含む論が記述されている。

不幸に愁に沈める人の、頭おろしなど、ふつつかに思ひとりたるにはあらで、あるかなきかに門さしこめて、待つこともなく明し暮したる、さるかたにあらまほし。

頭基中納言のいひけん、配所の月、罪なくて見ん事、さも覚えぬべし。

この頭基の、「配所の月、罪なくて見ん事」の名言は、諸書に引用されて、中世人にとつては周知のものであったが、これも「宝物集」(巻七)の十二門開示の「善知識」の条に、次のようにみえる。

諸経の中に、「あるひはまづしく、あるひは世をうらみ、或はうき事にあふ、みな善知識の因縁なり」とぞ申ためる。

入道中納言頭基卿の、「罪なくて配所の月を見ばや」とねがひ給ひしは、流罪このもしきにはあらず、此世をおもひすつべき善知識にあはんとなり。「徒然草」の諸注釈書では、「配所の月」の典故として、「江談抄」「古事談」「発心集」「撰集抄」「十訓抄」など、とりわけ「発心集」「撰集抄」を挙げるものが多いが、「宝物集」に触れるものはない。

けれども、この逸話には「原出典」というものが明確でなく、口承的な性格が強いものなので、「宝物集」を挙げ、「徒然草」との関連や距離を測定しておくのも有意義だろう。

ところで、「配所の月」は、「宝物集」以外の説話集・物語にも盛んに享受されるが、その引用の意味合いは微妙に相違する。

この頭基の名言を伝える、現存する諸書のなかで、一番古いのは「江談抄」(第三、雑事)で、「入道中納言頭基被談事、又被命云、入道中納言頭基常被談云、無咎被流罪配所ニテ月ヲ見バヤ云々」(群書類従巻四八六)とみえる。これによると、実際には無罪であるのに流罪されて、配所の月を眺めたいと希求していることになる。

この「江談抄」に近い表現をとるのは「発心集」(巻五)で、「中納言頭基は……深く仏道を願ひ、菩提を望む思ひのみあり。……いとみじきすぎ人にて、朝夕琵琶をひきつつ、『罪なくして罪をかうぶりて、配所の月をみばや』とな

む願はれける」(新潮日本古典集成)とし、深く仏道を願う一方、琵琶を弾じながら、この名言を唱えていた「いみじきすき人」(脱俗・風雅な人物)と捉えている。

また、現存の「今昔物語集」の巻十九の第十六は「顕基中納言、出家受学真言語」だが、題目だけで本文を欠如する。が、津軽家旧蔵の異本「今昔物語集」には、顕基出家話があり、「イミジキ肅人ニテ夜ル昼ル琵琶ヲ引キツツ、罪無シテ配所ノ月ヲ見バヤト申サレケル人ナリ」と「発心集」と同様、「すき人」と捉えていることは留意される。これは、「顕基が無実の罪に流された地で月を見たいという想いは、流離流浪をあこがれる一種の風流心に通ずるであろう」との理解と重なるところがある。この他、「古事談」(巻一)の「アハレ無罪配所ノ月ヲ見バヤ」(古典文庫)と「撰集抄」(巻四の五)の「あはれ罪なく、配所の月を見ばや」(岩波文庫)の表現が全く一致する。

また、「十訓抄」(第九、懇望を停むべき事)で、藤原誠信が弟に官を越えられて憤死したことに触れ、「顕基中納言の、つねは『罪なくて、配所の月を見ばや』といはれけるには似給はず。よき善知識のついでを得ながら、身をむなしくなしては、無益のことか」(新編日本古典文学全集)と引用するのは、「宝物集」と同様、配所の月を眺めることが、「善知識」にあうことと関わらせものである。

翻って、「徒然草」の「配所の月」の引用意図を見定めると、決して、顕基を数寄人としたり、あるいは配所の月を見ることが、そのまま、「善知識」にあう契機であるなどとしているわけではない。

第五段の前半は、不幸なことに遭遇し、深い悲哀を感じながらも、激情にまかせて剃髪などせず、閉門して孤寂に日を暮す人物の行為と心境に共鳴している。従って、顕基の名言を「さも覚えぬべし」と受けとめたのは、自身を流刑された身に仮託し、荒寥とした配所で、閑寂の精神状態で、心ゆくまで月を眺めていたいという生活態度への共鳴であろう。

その際、顕基は「不幸に愁に沈める人」と、「配所」は「門さしこめて、待つこともなく明し暮したる」所と重層する。恐らく、不幸な愁に沈んだ人も、閉門した窓から、独り月光を眺める構図が想定されているのであろう。

その点で、「袋草紙」(上巻)は、「入道中納言顕基は後一条院の近習の臣なり。而して長元九年四月七日、院崩御す。同廿二日上東門院に遷し奉る。この日大原において出家す。生年卅七。時の人落涙すと云々」とし、横川に籠居の

頃の上東門院との贈答歌を引き、「この人は本より道心者と云々。……また常に云はく『配所にて月を見ばや』云々」(新日本古典文学大系)と、顕基を不幸に深く沈んだ人の常に発した言葉ととらえているのは、環境として「徒然草」のケースと類似する。

この他、「平家物語」(巻三・大臣流罪)では、太政大臣師長の流罪に触れた条で、「もとより、つみなくして配所の月をみむといふ事は、心あるきは人の願ふ事なれば、おとどあへて事共し給はず」(日本古典文学大系)と、顕基という個有名詞は出さず、「心あるきは人」の願望として、師長の人間像と関連付けている。

以上のように、顕基の名言は中世人を魅了し、諸々に引用されるが、その意味合いは微妙に相違する。兼好がこれらの諸書のうち、直接依拠したものを定めるのは無理であり、それを行っても意義は薄いのではなからうか。特に、「徒然草」のように、「配所の月、罪なくて見ん」と「配所の月」の方を先に出したものは、これまで管見に及んだ諸書にはなく、大部分は「罪なくて配所の月を見ばや」と逆になつてゐる。このこと自体、兼好がこの顕基の至言を、幾書かの読書体験、伝承体験を通して記憶の中に留め、第五段の執筆の際に、特定の典拠意識などもなく、紡ぎ出して記したものであることを示唆している。それを考慮するとき、これまで諸注釈書が掲示していた出典のなかに、「宝物集」の同記事を視野に入れておくことも意義が存するといえよう。

## 六 孫 農

「徒然草」第十八段は「人は己をつづまやかにし、奢りを退けて、財をもたず、世をむさぼらざらんぞ、いみじかるべき」と、奢りや私欲を退け、質素な生活に徹することで、かえって心が清澄になることを主張する章段である。そのなかで、唐土の賢人として許由とともに、「孫農は冬月に衾なくて、藁一束ありけるを、夕にはこれにふし、朝にはをさめけり」という人物の逸話を紹介する。

この典拠に関しては、「徒然草寿命院抄」以来、「蒙求」の「孫農藁席」が指示されている。即ち、その「補注蒙求」に「三輔決録、孫農字元公、家貧織席為業。明詩書。為京兆功曹。冬月無被、有藁一束。暮臥朝収」(新釈漢文大系)とみえ、傍線部とほぼ一致する。ただし、出典とされる「三輔決録」は、魏の趙岐撰とされるが、散佚したという。

一方、「蒙求和歌」(第十、述懐部)の「孫農藁席」には、「孫農家マヅシクテ冬ノ月ニフスマナカリケリ。藁一束アリケルヲ、クルレバフシ、アクレバカクシオキケリ」と説明を加え、

住ワビ又藁ヤノ床ノサ庭ニ心ニモアラヌヨラゾスゴシツ、

〔月影も時雨も、てりて冬の夜はわらやの床に有明の空〕(統群書類従巻四〇五)の二首を掲示している。

安良岡康作氏などは、兼好が「古註蒙求」によったか、「補註蒙求」に接したか、何とも判断できないとし、さらに「許由一瓢」の典拠も勘案し、「兼好は、あるいは、この『蒙求和歌』によって二人の事蹟を知ったのではないかと想像させられる」とする。

その当否はさておき、「原出典」として「蒙求」を指定するのは妥当であろう。

因みに、この孫農の逸話は、「蒙求」の流布にもかかわらず、意外にも諸書に引用されることが少ない。『日本説話文学索引』の「孫農」の項でも、わずかに「徒然草」の事例を指示するだけであるが、「宝物集」(巻三)の「第七に、求不得苦といふは、よろづの事をもとめえず、心にかなふ事なきなり。すべてこれを貧窮と申すべき也」の条に、次のようにみえるのは留意される。<sup>8)</sup>

後漢書には、「孫農まづくして、冬の日藁をしく」など申て侍るめる。

これらならず、顔淵、瓢つぶりをかけ、愿憲藜をくらふなど申たれば、今生の果報は、前世の檀波羅蜜によるなり。

「徒然草」の孫農への言及と比較すると、表現面からみて、「宝物集」からの直接の影響関係は認められないが、「宝物集」を読んでいたとすれば、「蒙求」を典拠とする逸話を改めて想起し、印象に留める契機にはなつたであろう。

因みに、「宝物集」は、この出典を「後漢書」とするが、そこには見当らず、記憶誤りか。

以下に続く、顔淵の瓢、愿憲と藜の逸話は、「和漢朗詠集」(下・草)の「瓢簞原空、草滋顔淵之巷、藜藿深鎖、雨湿愿憲之枢」などから派生したものかと思われる。

## 七 「古墓何代人」

「徒然草」第三十段は、「人の亡きあとばかり悲しきはなし」と語り始め、中陰の頃、さらに年月を経て時折墓参する頃、やがて墓の主もわからなくなつて田に鋤かれてゆくという、人間存在が、死後、無に帰してゆくプロセスが、人

の心の移ろいややすさと絡めて漸層的に記述される章段である。その終末部は次のように結ばれている。

思ひ出でてしのぶ人あらんほどこそらめ、そもまたほどなくうせて、聞きたつたふるばかりの末々は、哀とやは思ふ。さるは、跡とふわざも絶えぬれば、いづれの「世の」人と名をだに知らず、年々の春の草のみぞ、心あらん人はあはれと見るべきを、はては、嵐にむせびし松も千年をまたで薪にくだかれ、古き墳はすかれて田となりぬ。その形だになくなりぬるぞ悲しき。(傍線部の「世の」は、正徹本で補った)。

この傍線部の典拠として、諸注釈書は、こぞつて「白氏文集」(巻二)の、諷諭二、統古詩十首の第二の「古墓何代人、不知姓与名、化作路傍土、年年春草生」を指摘する。淵源を辿つて行くと「白氏文集」に至り着くといえるが、原漢文に忠実ではなく、かなりこなれた表現にして取り込んでいることに留意すべきである。

ところで、この詩句を愛唱したのが、先の「配所の月」でも話題にした顕基中納言である。このことは「宝物集」(第二)の六道の第四人道の「死苦」の条に、次のようにみえる。

入道中納言は後一条院にをくれ奉りて出家遁世して、つねに塚のほとりにのぞみて、

古墓何世人 不知姓与名

化生路傍土 年年生春草

と云文集の文をばながめたまひしぞかし。

この「宝物集」の記述の文脈からすると、顕基が常に後一条院の墓のほとりで、「白氏文集」の詩句を吟じていたようにも解されるが、この顕基の逸話を取り込んだ諸書は、必ずしも、そのような記述をとっていない。

「古事談」(巻一、王道・后宮)では、「顕基中納言者後一条院寵臣也。天皇崩御之後、忠臣不任二君二云テ、七々聖忌之後、登天台楞嚴院、落筋入道云々(中略)尋常之時、常二詠白樂天詩。古墓何世人、不知姓与名。化為道傍土、年年春草生。又云、アハレ、無罪配所ノ月ヲ見バヤ云云。住大原山、決定往生ノ人也。法名円昭」と、即ち、いつもこの詩句を詠じていたことと「配所の月」の名言を並列して記述している。

顕基が常時、白樂天の「古墓何世人」の詩句を朗詠していたことは、「統本朝往生伝」(巻四)にみえ、また若年の頃から、道心、仏道を願う心があつて、

常にこの詩句を朗唱していたとするのは、「十訓抄」(第六)、「古今著聞集」(巻四)の説話集に取り込まれてもいる。

また「朝に仕へしそのかみより、たゞ明暮は『あはれ罪なくして、配所の月を見れば』とて涙をながし、『古塚を、いづれの世の人ぞや、姓と名とを知らず、年々春の草のみしげれり』とながめても、けしからず涙を落し給へりけるとかや」(撰集抄・巻四の五)のように「配所の月」と同時に列挙するものは、他にも「袋草紙」(上巻)、「発心集」(巻五の八)などがある。

このように白楽天の「古墓何代人」の詩句は、道心者である顕基が常に口ずさんでいたという逸話によって、広く流布し、中世人に深く浸透していた実態が跡付けられる。このことは説話集に限定されたものではなく、例えば、源通親の「高倉院升退記」で、「ゆきかふ道にふるきつかの多かりけるを見て、あさもとの中納言……つねのことくさには、ふるきつかいづれのよの人ぞ、姓と名とをしらず。化して道のほとりにあり、としく、春草しげしといふ事をあさゆふくちずさみて」(群書類従巻五一六)とか、「東関紀行」で、「猶うちすぐるほどこに、ある木陰に石をたかくつみあげて、めにたつさまなる塚あり。人にたづぬれば梶原が墓となむこたふ。道のかたはらの土と成にけりと見ゆるも、顕基中納言の口ずさみ給へりけん、年々に春の草のみ生たりといへる詩思ひいでられて、是も又ふるきつかになりなば名だに残らじとあはれ也」(群書類従巻三三一)などにみえてれるように、旅先で古い墓を見て、即座に「白氏文集」の詩句を連想するが、それが顕基中納言の口ずさんだ詩句として享受されていることによっても顕著である。

いわば、この詩句の「原出典」は確かに「白氏文集」であるが、むしろ、顕基中納言が愛唱したものととして著名となり、「原出典」の「白氏文集」の詩句を抜け出て享受されていたとみなされる。

兼好も恐らく、「白氏文集」が「原出典」と知りながら、顕基が愛唱した詩句とする諸書の読書体験を通し、もはや「顕基」という固有名詞も挿入せず、自己の文章に、「いづれの〔世の〕人と名をだに知らず、年々の春の草のみぞ」といった自在な表現として取り込んだと思われる。「宝物集」の先掲の記述も、彼の読書体験の一端として作用していた可能性があるとみなしてよい。

## 八 「人、木石にあらず」

「徒然草」の第四十一段は「五月五日、賀茂の競べ馬」を見物に出かけ、棟

の木で居眠りをしている法師を見て、人々が、「世のしれ物かな。かく危き枝の上にて、安き心ありて睡るらんよ」と嘲笑した。それに対し兼好が、「我等が生死の到来、ただ今にもやあらん。それを忘れて、物見て日を暮す、愚かなる事はなほまさりたるものを」と洩らすと、前なる人が、「誠にさにこそ候ひけれ。尤も愚かに候」と感心したという実体験を綴った章段である。これを受けての結語を次のように記している。

かほどの理、誰かは思ひよらざらんなれども、折からの、思ひかけぬ心地して、胸にあたりけるにや。人、木石にあらねば、時にとりて、物に感ずる事なきにあらず。

この傍線部の出典として、諸注釈書は、必ずといってよいほど「白氏文集」(巻四)、諷諭四、新樂府の「李夫人」末尾の「人非木石、皆有情、不如不遇傾城色」を指示する。最も、「壽命院抄」などは、これに加えて、「遊仙窟」の「心非木石、豈忘深恩」とか、「文段抄」も「文選」の鮑照の詩の「人非木石、豈無感」などを挙げていたのであるが、共に原文に相当するものは見出されないという。

このような「人、木石にあらねば」といった調子の成句になると、もはや「原出典」などというものを特定するのは、さして意味がなく、兼好自身も「白氏文集」を念頭にして記述したかどうか、はなはだ疑わしい。

第一、「白氏文集」の詩句は、漢武帝が李夫人の色香に感って、たわけの限りを尽くしたことを表現したもので、その結論として、「不如不遇傾城色」と色情と絡め、人間が「木石」でないことを述べており、「徒然草」の「生死の到来」を説諭し、人々がそれに感じ入ったことは、成句の意味合いが、微妙にずれを生じている。これなどは、まさに冒頭で述べた「出典・典拠」とは何か、その指摘の在り方を具体的に示唆する好例といえよう。

実は、「人、木石にあらず」などの成句は、諸書に夥しく頻出し、もはや「原出典」などを想起することもなく引用されてきたのが、中世にあつての実情であつたのではなからうか。

ここで対象としている「宝物集」(巻四)の「道心」の「發菩提心の功德」を述べた条にも、次のようにみえるのである。

ここをもつて、南都東大寺禪林の永観律師は、「人木石にあらず、このめばをのづから發心」と申たるなり。はやく道心をこのみて、すみやかに名利をはなるべきなり。

これは、永観律師撰の「往生講式」の「第一發菩提心者、欲往淨土必發道心」、人非木石好自發心（釋大藏經・第八十四卷）を引用したもの。因みに、兼好も永観律師の「禪林の十因」（往生拾因）を繙読しているが、そこにも「然人木石、如專念自發（釋大藏經・第八十四卷）とみえる。

人間が木石ではなく、「物に感ずることがある」という兼好の思念は、ここでは仏教的なものと関わっているので、「白氏文集」よりも、この「往生講式」「往生拾因」などの成句の意味合いに近似するといえよう。

最も、「徒然草」の成句に一番近いのは、「宋書」（卷八十三）の呉喜伝にみえる「人非木石、何能不感、設令吾攻喜門此輩誰不致力」（二十五史）であるが、兼好が「宋書」を一覧していたかどうかは疑問である。和製類書の「明文抄」（四・人事部下）にも「身非木石其能久乎」とみえる。

因みに、「源氏物語」（蜻蛉）の「薫が」思ひ忍ぶれど、さまざまに思ひ乱れて、「人木石にあらざればみな情あり」と、うち誦じて臥したまへり（日本古典文学全集）などは、詩句の朗詠や恋情の内容から判断し、あるいは「人木石に「あらず」。しかし傾城の色に相ざらんにいと、文集の文也。ことほりとぞおぼえける」（平治物語・日本古典文学大系）のように、典拠を明示するのは、「白氏文集」を出典とすることが明確なものである。

けれども、「此度出家遁世して仏道を得むと思ふ。人木石にあらざ。このめばおのづからといへり」（西行一生涯草紙・伊藤嘉夫他編『西行全集』）、「人は木石にあらざれば、このめば発心するに侍ん」（撰集抄・卷七の第十五）など、仏教説話の書になると、「往生講式」のような「人非木石、好自發心」を念頭にするものが多く、「白氏文集」の詩句とは離れている（この種の引用は、他にも「雑談集」「三部仮名抄」「曾我物語」などはじめ、多数の書がある）。

先にみたように、「宝物集」は、この成句を「往生講式」から引用しているが、兼好も、これまで列挙してきた諸書のうちの、幾つかの読書体験を通して、もはや出典を意識しないような成句として記していたと思われる。「宝物集」は、そういった諸書の一つであった可能性もあるだろう。

## 九 性空上人のこと

「徒然草」第六十九段は、性空上人が豆と豆殻の会話を聞き得たという不思議な話を紹介したのだが、短章なので全段を引用しておく。

書写の上人は、法華読誦の功積りて、六根浄にかなへる人なりけり。旅

の仮屋に立ち入れられるに、豆の殻を焚きて豆を煮ける音のつぶくと鳴るを聞き給ひければ、「疎からぬおのれらしも、恨しく我をば煮て、辛き目を見するものかな」と言ひけり。焚かるる豆殻のはらくと鳴る音は、「我が心よりすることかは。焼かるるはいかばかり堪へがたけれども、力なき事なり。かくな恨み給ひそ」とぞ聞えける。

書写山の性空上人の伝記や逸話を記した書籍は夥しく現存する。例えば「本朝法華験記」「続本朝往生伝」「拾遺往生伝」「古事談」「十訓抄」「元亨釋書」「撰集抄」「古今著聞集」「今昔物語集」「性空上人伝」「扶桑略記」などは、その一端である。けれども、それらの諸書には、性空上人が豆と豆殻の会話を聞き得たという逸話は見出すことができない。そのため、「寿命院抄」以来、これは「世説新語」（文学第四）にみえる、曹植の七歩の才の故事に基づくかと考えられたり、すでに散佚した書写上人伝の原典にあった記事を紹介したものではないかと推測するむきもある。

この不審はさておき、傍線部分の、性空上人が「法華経」読誦を重ねて、「六根浄」に叶った人物であるという因果関係を明示したのも、先に列挙した書物のなかに、意外と少ない。そのような状況のなかで「宝物集」（卷七）の「第十一に、法花経を修行して仏に成べしと申は」の条に、「性空聖人は、六万部転読して、現身に六根浄を得、道命法師は、読誦の功德によりて、往生の素懐をとぐ」と明記しているのは留意してよい。

因みに「古事談」（卷三）、「元亨釋書」（卷十一）などは「六根浄」を得た人としてだけ記し、「法花経」の読誦の功には触れない。

そのなかで「願文集」の中の「播磨国書写山円教寺堂供養願文一首」（嘉祿二年二月日）の「斯山有円教寺。尋往昔本願者則性空上人也。読誦色老。六根清浄之功德兼備」（続群書類従卷八二八）とか、新日本古典文学大系『宝物集』が脚注に引く、「導師講式」の「又本朝性空上人。依此経力現浄六根」、あるいは「撰集抄」（卷六の十）「昔、播磨の国書写と云山寺に、性空上人と云人いまそかりける。……つねは無常を觀じて涙をながし、六根を清めて、法花を転読せり。播磨の国書写山に庵を結びて、読誦功つもりて、此身ながら六根清浄を得給ひにけり」などは、性空上人が「法花経」の転読の功により、「六根浄」を得たという因果関係を明示している点は、「宝物集」とともに注意される。兼好が「宝物集」を繙読したとすれば、性空上人の逸話の一端として、このことが記憶の底に沈澱していたことも想定してよからう。



## 十 小野小町のこと

「徒然草」第百七十三段は、歌人小野小町の伝記上の不透明さや不審を記したものである。

小野小町が事、きはめて定かならず。衰へたるさまは、玉造と云ふ文にみえたり。この文、清行が書けりといふ説あれど、高野大師の御作の目録に入れり。大師は承和のはじめにかくれ給へり。小町がさかりなる事、その後の事にや、なほ覚束なし。

この章段の直接の執筆動機となつたのは、小野小町と「玉造小町壮衰書」の玉造小町が同一人物かどうか、また「壮衰書」の筆者は、三善清行か弘法大師かどうかの問題にある。

小町が老後に衰退したことは、「無名抄」(小野とはいはじの事)、「古今著聞集」(巻五)、「十訓抄」(巻二)などにみえるので、田辺爵氏は、この条の考証契機を、これらの諸書の読後感から得たものであらうとする。<sup>5)</sup>

これに対し、安良岡氏は、「顕昭古今和歌注」(内閣文庫蔵本)や「親房古今集序註」(続群書類従巻四五二)などを引用し、これらの「古今集」の注釈、あるいは、それについての古来の学説について、兼好が疑問を抱いて記したとする。確かに「顕昭古今和歌注」には、小野小町に關し、「今注三云、古今目錄三云、出羽国郡司女也。可見裏書云々、私三云、玉造小町壮衰書云々。若、是別人歟。随又見貴人之由歟。三十六人伝云、小野小町、承和比人歟」と「玉造小町壮衰書」にも触れ、「承和比人」も問題としている。因みに、ここで考察対象としている「宝物集」(巻三)の「求不得苦」の条にも、小町が次のように記述されている。

小野小町が、おひをとろへて、貧窮になりたりありさま、弘法大師の玉造といふ文にかき給へるこそ、あはれにかなしく侍るめれ。着物なくして、蓑をもつて衾とたのみ、敷けるものなくて、菅菰をもつて畳とせり。みづから野べの蕨をつみて、簀にいでて臂にかけたり。昔色をこのみ人にあひせられし事をおもひいでて、涙の雨をふらさずといふことなし。色見えでうつろふ物は世中の人の心の花にぞありける。

これ、若年の時所詠之歌也。

これは、小野小町が玉造小町と同一人物との説にたち、また「玉造小町壮衰書」が弘法大師の作とみなしており、兼好が目にしていけば、問題提起の契機

になつたであらう。さらに「袋草紙」(上巻)にも、「小野小町 衰形伝の如きは、その姓玉造氏なり。小町はもしくは住む所の名か。ただしある人云はく、件の伝は弘法大師等の作る所なり。小野は貞観比の人なり。かの衰形は他人か」と「壮衰書」の主人公の小町とは別人だらうかという「ある人」の説を紹介している。

この章段に対する安良岡氏の考察は詳細で、小町関係の諸書を引用、検討し、さらには金沢文庫蔵「御作目録」(一巻)に「玉造小町形衰記」(書陵部蔵本)など、兼好の執筆動機と関わる目録の存在も引用してあり有益である。が、そこに揭示されていないものでは「冷泉家流伊勢物語抄」(書陵部蔵本)も注意される。この書は、鎌倉時代の注釈書だが、問答形式で、弘法大師は承和二年に入滅、その時、小町は九歳、「されば小町衰弊の様、大師御作不審なり」との疑問に対し「或記には玉造は仁海僧正の作なり。大師御作にあらずと云々。不及不審」と返答するなど、兼好の当時、小野小町と「玉造小町壮衰書」の小町が同一人物か別人か、それとの関連で「壮衰書」を弘法大師の作とみることに不審などがあつた状況の一端が窺える。

このような様々な書の読書体験が、この章段の執筆契機となつたのではなからうか。「宝物集」の記事も、その中の一つであつた可能性があらう。

## 十一 飲酒のこと

「徒然草」第百七十五段は、「世には心えぬ事のおほきなり。ともあることに、まず酒を勧めて、強ひ飲ませたるを興とする事、如何なる故とも心えず」と書き始められ、酒飲みの醜態や酒の効用が、あるときは臨場感溢れる筆致で、またときには説教調で見事に描かれた長い章段である。そのなかで、次のように酒の害毒のさまを仏教的に説いたところがある。

後の世は人の智慧をうしなひ、善根をやくこと火のごとくして、悪をまし、万の戒を破りて、地獄におつべし。「酒をとりて人に飲ませたる人、五百生が間、手なき者に生る」とこそ、仏は説き給ふなれ。

この傍線部の典拠は、「寿命院抄」が「梵網経ノ説也」と注して以来、諸注釈書もそれを踏襲する。その「梵網経」(菩薩心地戒品第十卷下)の原典に当たってみると、「若仏子。故飲酒而生酒過失無量。若自身手過酒器、与人飲酒者。五百世無手。何況自飲。」(龍大藏經・第二十四卷)とみえ、確かに「原出典」とみなしてよい。

ところで、「宝物集」(巻五)の持戒の「第四に、不飲酒と云は、酒をのまぬを申たるなり」の条にも、出典を「梵網經」と指定して、次のように引用している。<sup>89</sup>

梵網經には、  
若、仏子、盃をとりて「人に」あたふれば、五百世のあいだ、手なきものにむまれにき。いはんや、みづからのまんにおゐてをや。

「徒然草」の傍線部の後半の「五百生が間、手なき者に生る」と比較すると、「原出典」の「梵網經」の「五百生無手」(五百世手無からん)よりも、むしろ「宝物集」の方にはるかに類似する。

この事実をもつてしても、兼好が「梵網經」を座右に置いて執筆したかどうか疑わしい。

因みに、日蓮の「顕謗法抄」に「酒のむもの此の地獄に墮べし。(中略)梵網經には酒盃をすごせる者、五百生に手なき身と生とかせ給」(日本思想大系『日蓮』所収)とあり、また、「雑談集」(巻三)にも「梵網經二八、『酒ノ器ヲ過セバ、五百生無手報ヲ得』ト説レタリ」(『中世の文学』)とあり、「梵網經」の仏説はかなり広く享受されていたようである。兼好も「梵網經」の原典に直接当たって執筆したというより、「宝物集」及び同様な仏説を引用した書籍の読書体験や口承などを記憶に留めていて執筆した可能性がある。この事例などは、「出典・典拠ということ」で問題にした「原出典」「出典」の処理を考えるのに恰好の例といえよう。

以上、「徒然草」と「宝物集」とを対比し、類似した思想・表現・説話などを抽出して、検討を加えてきた。「宝物集」には、「徒然草」の思想、特に仏教的な思想の一致するものも少なからず散在する。が、ここでは、そういった抽象的な次元のものではなく、名言・成句享受、詩歌享受体験、説話享受体験などで、両書の類似するものに限って言及してみた。

そのなかには、「原出典」の明確なもの(「孫晨」「古墓何世人」「飲酒のこと」など)、「原出典」は特定できず、書承的、伝承的なもの(「配所の月」「性空上人のこと」「小野小町のこと」など)、あるいは思想などの類似した表現(「筆をとれば」「人、木石にあらず」など)といった方面にわたり、様々なものがあつた。

なお、ここで触れたもののほかに、「宝物集」(巻七)の「されば、弥陀を

念ずる行者のおこなひしける時、人の物申けるには、『たゞいま火急の大事有』とこそこたへ侍りけれ」とあるのが、「徒然草」第四十九段で、「昔ありける聖は、人來りて自他の要事をいふ時、答へて云はく、『今、火急の事ありて、既に朝夕に迫れり』とて、耳をふたぎて念仏して、つひに往生を遂げけり」と禅林の十因に侍り」と、逆に出典を明示したものと一致するものもある。これなどは、出典の「往生拾因」に当たってみると、兼好はその書を座右に置いて記したかと思うほど忠実な引用になっている。

このような事例を含めても、「徒然草」の筆者兼好が、「宝物集」を繙読し、確実にその影響を受けたと特定できるものはないが、「徒然草」の前に「宝物集」を介在させてみると、「徒然草」という作品が醸成されてゆく背景の一端がよく認識できるように思われる。

「宝物集」が中世の作品に甚大な影響を与えていることや、その広い流布状況からみて、兼好がこの書を繙読し、先に指摘した類似な事項を、記憶の底に留めていた可能性は十分にある。

兼好が、ある特定の詩歌や説話をどう享受し、自分なりに昇華して「徒然草」に引用していたかを測定するには、単に「原出典」を指摘すれば事足りるというものではなく、彼の目に触れた可能性のある書籍に当り、その成句・名言や詩歌や説話類の引用の意味の振幅の度合いを測定しておく必要があるのかかるか。

従前の「徒然草」の注釈書は、いわゆる「原出典」、それから派生した二、三の出典を列挙するにとどまる傾向があつたが、その中に「宝物集」の類を介在させてみることも、その形成の内実を認識するうえで有意義であると思量する。

〔注〕

- (1) 「徒然草」と和製類書——もう一つの漢籍受容——(伝承文学研究・第四十号、『中世文学の諸相とその時代』所収)。
- (2) 「曾我物語」などの軍記物語の方面では成果をあげている。
- (3) 『芭蕉 その詩における伝統と創造』などの著書。
- (4) 新日本古典文学大系『宝物集』の山田昭全氏の解説。
- (5) 注(4)に同じ。
- (6) 「曾我物語」と『宝物集』——『真名本曾我物語』の成立をめぐる——

- (7) (『論纂 説話と説話文学』所収)。  
 「『宝物集』と日蓮遺文―小泉弘氏説の再検討―」(『中世文学 資料と論考』所収)。
- (8) 『宝物集へ中世古写本三種』(古典文庫)。
- (9) 「三国伝記と宝物集―三国伝記出典考の一部として―」(日本文学研究・第二十四号、昭和二十六年八月)。
- (10) 「『宝物集』と延慶本平家物語―身延山久遠寺本系祖本依拠について―」(人文論究・二十五の一、昭和五十年六月)。
- (11) 「鴨長明晩年の思想と信仰―宝物集とのかかわりから―」(大正大学大学院研究論集・創刊号、昭和五十二年三月)。ただし、「方丈記」に関しては、木下資一氏「『行基菩薩遺誠』考―中世文学の一資料として―」(国語と国文学、昭和五十七年十二月)で疑問視している。
- (12) 「『無名草子』の発端」(国語と国文学、昭和五十三年十月)。
- (13) 「統教訓鈔と宝物集―宝物集伝流考補遺―」(『馬淵和夫博士退官記念説話文学論集』所収)。
- (14) 「『西行物語』と『宝物集』」(中世文学・第二十八号、昭和五十八年十月)。
- (15) 「『源平盛衰記』と『宝物集』」(軍記と語り物・第二十九号、平成五年三月)。
- (16) ただし、一巻本系と三巻本系にこの記事はみえない。  
 『註つれぐ草通釋中』
- (17) 『徒然草(三) 全訳注』。
- (18) 芳賀矢一著『攷証今昔物語集 本朝部下』所収「付録本文補遺」。
- (19) 藤岡忠美校注『袋草紙』(新日本古典文学大系)の脚注。
- (20) 因みに、「屋代本平家物語」「延慶本平家物語」にも、ほぼ同文で見える。顕基の出家説話に関しては、藤島秀隆氏「顕基中納言出家説話をめぐって」(説話文学研究・第八号、昭和四十八年六月)に諸書の説話を整理してあるが、「配所の月」の条では「宝物集」「平家物語」などに触れていない。
- (23) 『徒然草全注釈 上巻』。
- (24) ただし、一巻本系にはなく、三巻本系にはみえる。
- (25) 注(1)の村上論文に依る。
- (26) 勝林院(魚山叢書九三)に写本がある由だが、未見。
- (27) 『徒然草諸注集成』。
- (28) 片桐洋一著『伊勢物語の研究〔資料篇〕』に依る。
- (29) 新日本古典文学大系『宝物集』も、そのことを脚注で指示している。
- (30) 注(29)に同じ。